



宮 崎 県 公 報

平成24年12月27日（木曜日） 第 2450 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則……………（建築住宅課） 1

告 示

- 救急診療所の認定……………（医療業務課） 7
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（長寿介護課） 7
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（ " ） 8
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ " ） 8
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（ " ） 9
- 指定居宅介護支援事業の廃止……………（ " ） 10
- 指定介護予防サービス事業の廃止……………（ " ） 10
- 民有林の保安林の指定……………（自然環境課） 10
- 保安林の指定予定の通知（5件）……………（ " ） 11
- 漁港区域内における放置等禁止区域及び物件の

- 指定（5件）……………（漁村振興課） 12
- 漁港施設の使用に当たり知事の許可が必要な施設の指定（2件）……………（ " ） 12
- 船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港（6件）……………（ " ） 13
- 道路の供用の開始……………（道路保全課） 13
- 公の施設の指定管理者の指定……………（建築住宅課） 14

公 告

- 飼料の検査結果の概要の公表……………（畜産課） 14
- 家畜人工授精講習会修業試験の合格者……………（ " ） 14
- 落札者等の公告…………… 14

病院局公告

- 入札公告（2件）…………… 15
- 落札者等の公告…………… 16

選挙管理委員会告示

- 宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 17

規 則

宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則をここに公布する。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第57号

宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）登録建築物調査機関 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。
- （2）登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- （3）指定確認検査機関 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。
- （4）技術的審査 低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合するかどうかを確認するために、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（当該計画に係る建築物の全部又は一部が非住宅である場合にあっては、指定確認検査機関を兼ねるものに限る。）が行う審査をいう。

（認定申請書に添付する図書）

第3条 省令第41条第1項の知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- （1）法第53条第1項の認定（法第55条第1項の認定を含む。）に係る申請を行う前に技術的審査を受けた場合にあっては、当該技術的審査を行った登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- （2）その他知事が必要と認める図書

（軽微な変更の届出）

第 4 条 認定建築主は、省令第44条各号に掲げる変更をしようとするときは、認定低炭素建築物新築等計画の軽微な変更届出書（別記様式第 1 号）に当該変更に係る部分を記載した省令第41条第 1 項に規定する図書（同条第 2 項及び第 3 項の規定により申請書に添えることを要しない図書を除く。）を添えて知事に届け出るものとする。

（完了の報告）

第 5 条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等が完了した旨の報告書（別記様式第 2 号）により知事に報告するものとする。

（取りやめの申出）

第 6 条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめるときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（別記様式第 3 号）に当該取りやめに係る低炭素建築物新築等計画認定通知書を添えて知事に申し出るものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 法第54条の認定を受ける前に当該認定に係る申請を取り下げようとする者は、低炭素建築物新築等計画認定申請取下げ届（別記様式第 4 号）を知事に提出するものとする。

（書類の経由）

第 8 条 法、省令又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、当該低炭素建築物の所在する区域を所管する西臼杵支庁又は土木事務所の長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 4 条関係）

認定低炭素建築物新築等計画の軽微な変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

認定建築主 住所
氏名 印
電話番号

〔 法人等にあつては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名 〕

認定低炭素建築物新築等計画の軽微な変更をしたいので、宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則第 4 条の規定により届け出ます。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 変更の内容
- 5 変更の内容が都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条に規定する軽微な
変更該当することを確認した建築士等
 () 建築士 () 登録第 号
 住所
 氏名 印
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 所在地
 名称

(本欄には記入しないでください。)

| 受付欄 | 決裁欄 | 備考 |
|-------|-----|----|
| 年 月 日 | | |
| 第 号 | | |
| 係員印 | | |

(注)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 認定建築主の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合
においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 届出書の大きさは A 4 サイズとすること。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等が完了した旨の報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

認定建築主 住所
氏名 印
電話番号

(法人等にあつては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等が完了したので、宮崎県
低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則第 5 条の規定により報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等が完了したことを確認
した建築士等

() 建築士 () 登録第 号
住所
氏名 印
() 建築士事務所 () 知事登録第 号
所在地
名称

(本欄には記入しないでください。)

| 受付欄 | 決裁欄 | 備考 |
|-------|-----|----|
| 年 月 日 | | |
| 第 号 | | |
| 係員印 | | |

(注)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 認定建築主の氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合
においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 報告書の大きさは A 4 サイズとすること。

様式第 3 号（第 6 条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

| | | |
|-------|------|---|
| 認定建築主 | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |
| | 電話番号 | |

〔 法人等にあつては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名 〕

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめたいので、宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則第 6 条の規定により申し出ます。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 取りやめの理由

(本欄には記入しないでください。)

| 受付欄 | 決裁欄 | 備 考 |
|-------|-----|-----|
| 年 月 日 | | |
| 第 号 | | |
| 係員印 | | |

(注)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 認定建築主の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 申出書の大きさは A 4 サイズとすること。

様式第 4 号 (第 7 条関係)

低炭素建築物新築等計画認定申請取下げ届

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住所
氏名 印
電話番号

(法人等にあつては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

認定低炭素建築物新築等計画認定申請を取り下げたいので、宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則第 7 条の規定により届け出ます。

- 1 認定申請受付番号
第 号
- 2 認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 認定申請に係る建築物の位置
- 4 取下げの理由

(本欄には記入しないでください。)

| 受付欄 | 決裁欄 | 備考 |
|-------|-----|----|
| 年 月 日 | | |
| 第 号 | | |
| 係員印 | | |

(注)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 届出者の氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 取下げ届の大きさは A 4 サイズとすること。

告 示

宮崎県告示第894号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------|----------------|
| 医療法人社団森山内科 | 都城市南鷹尾町24街区20号 |

・外科クリニック

2 救急病院等の認定の有効期間

平成25年1月8日から平成28年1月7日まで

宮崎県告示第895号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介護保 険事 業 所 番 号 | 指定居宅サ ー ビ ス 業 者 | | 指定居宅サ ー ビ ス 者 | | 指 定 年 月 日 | サ ー ビ ス の 種 類 |
|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|---------------------------|---|-----------------------|---------------------------------|
| | 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 主たる事務 所の所在地 | | |
| 4570202673 | 一般社団法人明光 会訪問介護ステ ーションまりも | 宮崎県都城市上川 東4丁目5755番地 14 | 一般社団法人明光 会 | 宮崎県都城市上川 東4丁目5755番地 14 | 平成24年9月14日 | 訪問介護 |
| 4572101121 | 株式会社姫野デイ サービスさくらん ぼ | 宮崎県東臼杵郡門 川町門川尾末773 番地5 | 株式会社姫野 | 宮崎県東臼杵郡門 川町門川尾末773 番地5 | 平成24年9月20日 | 通所介護 |
| 4570202699 | デイサービス侑久 之里 | 宮崎県都城市平江 町26号21番地 | 株式会社有成会 | 宮崎県都城市平江 町26号18番地 | 平成24年9月21日 | 通所介護 |
| 4510410626 | デイケア きずな Ⅲ | 宮崎県日南市中央 通二丁目3番地5 | 医療法人弘和会 | 宮崎県日南市中央 通二丁目3番地5 | 平成24年10月1日 | 通所リハビリテ ーション |
| 4570202715 | ヘルパーステーシ ョン つわぶき | 宮崎県都城市下水 流町3369番地1 | 合同会社つわぶき | 宮崎県都城市下水 流町3369番地1 | 平成24年10月1日 | 訪問介護 |
| 4570202723 | 株式会社ライフサ ポート宮崎 | 宮崎県都城市早鈴 町9-6 | 株式会社ライフサ ポート宮崎 | 宮崎県都城市立野 町9号6番地3 西村コーポレーシ ョンⅡ 305号 | 平成24年10月1日 | 福祉用具貸与 |
| 4570202723 | 株式会社ライフサ ポート宮崎 | 宮崎県都城市早鈴 町9-6 | 株式会社ライフサ ポート宮崎 | 宮崎県都城市立野 町9号6番地3 西村コーポレーシ ョンⅡ 305号 | 平成24年10月1日 | 特定福祉用具販 売 |
| 4572101139 | ハートケアこころ え | 宮崎県東臼杵郡門 川町庵川西2丁目 109番地 | 株式会社心笑 | 宮崎県日向市財光 寺463番地8 | 平成24年10月15日 | 訪問介護 |
| 4570401044 | デイサービスセン ターさくら | 宮崎県日南市隈谷 甲878番地1 | 株式会社櫻美会 | 宮崎県日南市隈谷 甲878番地1 | 平成24年10月26日 | 通所介護 |
| 4570500803 | デイサービスセン ターとむそうや | 宮崎県小林市南西 方7750番地 | 株式会社 人夢創 家 | 宮崎県小林市南西 方7750番地 | 平成24年11月1日 | 通所介護 |
| 4570500811 | 訪問介護ステーシ ョン生駒の杜 | 宮崎県小林市南西 方7750番地 | 株式会社 人夢創 家 | 宮崎県小林市南西 方7750番地 | 平成24年11月1日 | 訪問介護 |
| 4570800567 | 医療法人暁星会ふ だんもとデイサー ビスセンター | 宮崎県西都市三納 3205番地4 | 医療法人暁星会 | 宮崎県西都市下三 財3378 | 平成24年11月1日 | 通所介護 |
| 4570202731 | 訪問介護ステーシ ョンひなた | 宮崎県都城市都原 町7350番地2 | 合同会社華 | 宮崎県都城市都原 町7350番地2 | 平成24年11月16日 | 訪問介護 |
| 4570302010 | 大貫ひまわりデイ サービス | 宮崎県延岡市大貫 町5丁目1646-1 | 株式会社メディカ ル東九 | 宮崎県延岡市鶴ケ 丘2丁目2002番地 2 | 平成24年11月16日 | 通所介護 |
| 4571700956 | デイサービスリハ ビリ・らいふ | 宮崎県北諸県郡三 股町稗田40番地13 | 株式会社リハビリ ・らいふ | 宮崎県北諸県郡三 股町宮村2825番地 | 平成24年11月20日 | 通所介護 |

宮崎県告示第 896号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅介護支援事業 | | 指定居宅介護支援者 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|----------------|------------------------|----------------|----------------------|---------------|---------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570500787 | 通り町 ケアプランセンター | 宮崎県小林市細野1606番地 | 吉村商工有限会社 | 宮崎県小林市細野1606番地 | 平成24年 9 月 1 日 | 居宅介護支援 |
| 4572200329 | 居宅介護支援事業所 ふじ | 宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井6593番地 2 | 株式会社フジエンタープライズ | 宮崎県延岡市浜砂二丁目10番29号 | 平成24年 9 月10日 | 居宅介護支援 |
| 4570202681 | 居宅介護支援事業所 華陽 | 宮崎県都城市郡元四丁目 9 番地 8 | 合同会社 慈信 | 宮崎県都城市郡元四丁目 9 番地 8 | 平成24年10月 1 日 | 居宅介護支援 |
| 4570202707 | 居宅介護支援事業所 つわぶき | 宮崎県都城市下水流町3369番地 1 | 合同会社つわぶき | 宮崎県都城市下水流町3369番地 1 | 平成24年10月 1 日 | 居宅介護支援 |
| 4570601023 | 居宅介護支援事業所 そのだ | 宮崎県日向市財光寺3976番地 5 | 合同会社そのだ | 宮崎県日向市財光寺3976番地 5 | 平成24年10月 1 日 | 居宅介護支援 |
| 4571700949 | 居宅介護支援 ハーモニー | 宮崎県北諸県郡三股町樺山4055番地 9 | 合同会社 ささえあい | 宮崎県北諸県郡三股町樺山4055番地 9 | 平成24年10月11日 | 居宅介護支援 |
| 4570500795 | 居宅介護支援事業所 生駒の杜 | 宮崎県小林市南西方7750番地 | 株式会社 人夢創家 | 宮崎県小林市南西方7750番地 | 平成24年10月20日 | 居宅介護支援 |
| 4570601031 | 天生堂居宅介護支援事業所 | 宮崎県日向市亀崎西 1 丁目29番地 | 医療法人天生堂 | 宮崎県日向市亀崎西 1 - 25 | 平成24年11月 5 日 | 居宅介護支援 |

宮崎県告示第 897号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定介護予防サービス事業所 | | 指定介護予防サービス事業者 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|------------------------|-------------------------|---------------|---------------------------------|--------------|-----------------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570202673 | 一般社団法人明光会訪問介護ステーションまリモ | 宮崎県都城市上川東 4 丁目5755番地 14 | 一般社団法人明光会 | 宮崎県都城市上川東 4 丁目5755番地 14 | 平成24年 9 月14日 | 介護予防訪問介護 |
| 4572101121 | 株式会社姫野デイサービスさくらんぼ | 宮崎県東臼杵郡門川町門川尾末 773 番地 5 | 株式会社姫野 | 宮崎県東臼杵郡門川町門川尾末 773 番地 5 | 平成24年 9 月20日 | 介護予防通所介護 |
| 4570202699 | デイサービス侑久之里 | 宮崎県都城市平江町26号21番地 | 株式会社有成会 | 宮崎県都城市平江町26号18番地 | 平成24年 9 月21日 | 介護予防通所介護 |
| 4510410626 | デイケア きずなⅢ | 宮崎県日南市中央通二丁目 3 番地 5 | 医療法人弘和会 | 宮崎県日南市中央通二丁目 3 番地 5 | 平成24年10月 1 日 | 介護予防通所リハビリテーション |
| 4570202715 | ヘルパーステーション つわぶき | 宮崎県都城市下水流町3369番地 1 | 合同会社つわぶき | 宮崎県都城市下水流町3369番地 1 | 平成24年10月 1 日 | 介護予防訪問介護 |
| 4570202723 | 株式会社ライフサポート宮崎 | 宮崎県都城市早鈴町 9 - 6 | 株式会社ライフサポート宮崎 | 宮崎県都城市立野町 9 号 6 番地 3 西村コーポレーション | 平成24年10月 1 日 | 特定介護予防福祉用具販売 |

| | | | | | | |
|------------|------------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------------|-------------|-----------------|
| | | | | ョンII 305号 | | |
| 4570202723 | 株式会社ライフサポート宮崎 | 宮崎県都城市早鈴町9-6 | 株式会社ライフサポート宮崎 | 宮崎県都城市立野町9号6番地3 西村コーポレーションII 305号 | 平成24年10月1日 | 介護予防福祉用具貸与 |
| 4570500779 | とわの実指定訪問介護事業所 | 宮崎県小林市真方6665番地 | 株式会社とわのみ | 宮崎県小林市真方6665番地 | 平成24年10月1日 | 介護予防訪問介護 |
| 4512110687 | 国民健康保険諸塚診療所 | 宮崎県東臼杵郡諸塚村家代3063番地 | 諸塚村 | 宮崎県東臼杵郡諸塚村家代2683番地 | 平成24年10月19日 | 介護予防訪問看護 |
| 4512110687 | 国民健康保険諸塚診療所 | 宮崎県東臼杵郡諸塚村家代3063番地 | 諸塚村 | 宮崎県東臼杵郡諸塚村家代2683番地 | 平成24年10月19日 | 介護予防訪問リハビリテーション |
| 4512110687 | 国民健康保険諸塚診療所 | 宮崎県東臼杵郡諸塚村家代3063番地 | 諸塚村 | 宮崎県東臼杵郡諸塚村家代2683番地 | 平成24年10月19日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| 4570401044 | デイサービスセンターさくら | 宮崎県日南市隈谷甲878番地1 | 株式会社櫻美会 | 宮崎県日南市隈谷甲878番地1 | 平成24年10月26日 | 介護予防通所介護 |
| 4570500803 | デイサービスセンターとむそうや | 宮崎県小林市南西方7750番地 | 株式会社 人夢創家 | 宮崎県小林市南西方7750番地 | 平成24年11月1日 | 介護予防通所介護 |
| 4570500811 | 訪問介護ステーション生駒の杜 | 宮崎県小林市南西方7750番地 | 株式会社 人夢創家 | 宮崎県小林市南西方7750番地 | 平成24年11月1日 | 介護予防訪問介護 |
| 4570600983 | ジャックとまめの木 | 宮崎県日向市財光寺字中の原1182-2 | 特定非営利活動法人あったかほーむ愛あい | 宮崎県日向市財光寺2939番地8 | 平成24年11月1日 | 介護予防通所介護 |
| 4570800567 | 医療法人暁星会ふだんもとデイサービスセンター | 宮崎県西都市三納3205番地4 | 医療法人暁星会 | 宮崎県西都市下三財3378 | 平成24年11月1日 | 介護予防通所介護 |
| 4570202731 | 訪問介護ステーションひなた | 宮崎県都城市都原町7350番地2 | 合同会社華 | 宮崎県都城市都原町7350番地2 | 平成24年11月16日 | 介護予防訪問介護 |
| 4570302010 | 大貫ひまわりデイサービス | 宮崎県延岡市大貫町5丁目1646-1 | 株式会社メディカル東九 | 宮崎県延岡市鶴ヶ丘2丁目2002番地2 | 平成24年11月16日 | 介護予防通所介護 |
| 4571700956 | デイサービスリハビリ・らいふ | 宮崎県北諸県郡三股町稗田40番地13 | 株式会社リハビリ・らいふ | 宮崎県北諸県郡三股町宮村2825番地1 | 平成24年11月20日 | 介護予防通所介護 |

宮崎県告示第 898号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅サービス事業所 | | 指定居宅サービス事業者 | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------|------------------|---------------------------|--------------|-----------------------|-------------|---------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4560290191 | 訪問看護ステーション ハートケア | 宮崎県都城市早水町18-5 アピアコート 102号 | 有限会社ハートケア | 宮崎県北諸県郡三股町樺山4836番地26 | 平成24年9月30日 | 訪問看護 |
| 4570202442 | ハートケアヘルパーステーション | 宮崎県都城市早水町18-5 | 有限会社ハートケア | 宮崎県北諸県郡三股町樺山4836番地26 | 平成24年9月30日 | 訪問介護 |
| 4570301186 | 医療法人久康会訪問介護あおぞら | 宮崎県延岡市鯛名町422番地9 | 医療法人久康会 | 宮崎県延岡市土々呂町4丁目4390番地16 | 平成24年10月31日 | 訪問介護 |
| 4570201576 | デイサービスセンター「アロハ」 | 宮崎県都城市大王町30街区5号 | 医療法人啓仁会 | 宮崎県都城市大王町30街区5号 | 平成24年10月31日 | 通所介護 |
| 4570201097 | 都城ケアステーション | 宮崎県都城市姫城町8街区1号 | 有限会社都城家政婦紹介所 | 宮崎県都城市姫城町8街区1号 | 平成24年10月28日 | 訪問介護 |

| | | | | | | |
|------------|-----------------------------|----------------------|---------------|----------------------|-------------|-----------------|
| 4511710396 | 医療法人白水会と まり内科外科胃腸 科医院 | 宮崎県北諸県郡三 股町稗田47-5 | 医療法人社団白水 会 | 宮崎県北諸県郡三 股町稗田47-5 | 平成24年11月30日 | 通所リハビリテ ーション |
|------------|-----------------------------|----------------------|---------------|----------------------|-------------|-----------------|

宮崎県告示第 899号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定
居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介 護 保 険 事 業 所 番 号 | 指 定 居 宅 介 護 支 援 所 | | 指 定 居 宅 介 護 支 援 者 | | 廃 止 年月日 | サービ スの 種 類 |
|-------------------------|---------------------------|-----------------------------|-------------------|------------------------------|-------------|------------------|
| | 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 主たる事務 所の所在地 | | |
| 4570200032 | 豊の里五十市地区 居宅介護支援事業 所 | 宮崎県都城市鷹尾 5-4318-1 | 社会福祉法人豊の 里 | 宮崎県都城市栄町 22街区5番地1号 | 平成24年9月30日 | 居宅介護支援 |
| 4570200560 | 豊の里祝吉地区居 宅介護支援事業所 | 宮崎県都城市早水 町3389-2 | 社会福祉法人豊の 里 | 宮崎県都城市栄町 22街区5番地1号 | 平成24年9月30日 | 居宅介護支援 |
| 4571800509 | おり鶴 居宅介護 支援センター | 宮崎県西諸県郡高 原町広原4965番地 1 | 社会福祉法人報謝 会 | 宮崎県西諸県郡高 原町蒲牟田7348番 地2 | 平成24年10月15日 | 居宅介護支援 |

宮崎県告示第 900号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により
、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があっ
た。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介 護 保 険 事 業 所 番 号 | 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所 | | 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者 | | 廃 止 年月日 | サービ スの 種 類 |
|-------------------------|------------------------------|-----------------------------------|------------------------------|-------------------------------|-------------|-------------------------|
| | 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 主たる事務 所の所在地 | | |
| 4560290191 | 訪問看護ステーシ ョン ハートケア | 宮崎県都城市早水 町18-5 アピアコ ート 102号 | 有限会社ハートケ ア | 宮崎県北諸県郡三 股町樺山4836番地 26 | 平成24年9月30日 | 介護予防訪問看 護 |
| 4570202442 | ハートケアヘルパ ーステーション | 宮崎県都城市早水 町18-5 | 有限会社ハートケ ア | 宮崎県北諸県郡三 股町樺山4836番地 26 | 平成24年9月30日 | 介護予防訪問介 護 |
| 4570301186 | 医療法人久康会訪 問介護おおぞら | 宮崎県延岡市鯛名 町 422番地 9 | 医療法人久康会 | 宮崎県延岡市土々 呂町4丁目4390番 地16 | 平成24年10月31日 | 介護予防訪問介 護 |
| 4570201576 | デイサービスセン ター「アロハ」 | 宮崎県都城市大王 町30街区5号 | 医療法人啓仁会 | 宮崎県都城市大王 町30街区5号 | 平成24年10月31日 | 介護予防通所介 護 |
| 4570201097 | 都城ケアステーシ ョン | 宮崎県都城市姫城 町8街区1号 | 有限会社都城家政 婦紹介所 | 宮崎県都城市姫城 町8街区1号 | 平成24年10月28日 | 介護予防訪問介 護 |
| 4511710396 | 医療法人白水会と まり内科外科胃腸 科医院 | 宮崎県北諸県郡三 股町稗田47-5 | 医療法人社団白水 会 | 宮崎県北諸県郡三 股町稗田47-5 | 平成24年11月30日 | 介護予防通所リ ハビリテーショ ン |

宮崎県告示第 901号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により
、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字富士字大影2817（次の
図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 902号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 都城市山之口町山之口字佐土屋敷1007-1・1022（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 903号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字小田字松原 872・879・885・字籠1134（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字松原 879・885・字籠1134（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 904号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字大河平字芋洗谷4621-2
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字芋洗谷4621-2（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 905号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字七折坂8184-1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 906号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字今立 243-30（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 907号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定区域

第 3 種島野浦漁港（墓ヶ谷・白浜地区）のうち、墓ヶ谷外防波堤と北外防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成25年 2 月 1 日

宮崎県告示第 908号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定区域

第 3 種島野浦漁港（宇治地区）のうち、宇治沖防波堤と宇治北防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成25年 2 月 1 日

宮崎県告示第 909号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定区域

第 2 種南浦漁港（須美江地区）のうち、須美江突堤と須美江防

波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成25年 2 月 1 日

宮崎県告示第 910号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定区域

第 2 種南浦漁港（神戸地区）のうち、神戸防砂堤と神戸防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成25年 2 月 1 日

宮崎県告示第 911号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定区域

第 2 種南浦漁港（安井地区）のうち、安井北防波堤と安井南防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成25年 2 月 1 日

宮崎県告示第 912号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第 1 項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施設

| 漁港名 (所在市町村) | 施 設 | 許可隻数 | 使用期間 |
|----------------------|---------------------------------------|-------|------|
| 島野浦漁港（墓ヶ谷・白浜地区）（延岡市） | 漁港内 指定施設D内 番号 1 から 2 で示された区域 図面に示す | 2 隻以内 | 周年 |

2 指定の適用の日

平成25年 2 月 1 日

宮崎県告示第 913号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第1項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施設

| 漁港名 (所在市町村) | 施設 | 許可隻数 | 使用期間 |
|------------------|-----------------------------------|------|------|
| 南浦漁港（須美江地区）（延岡市） | 漁港内 指定施設F内 番号1から5で示された区域 図面に示す | 5隻以内 | 周年 |

2 指定の適用の日

平成25年2月1日

宮崎県告示第 914号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 使用料徴収開始の日

平成25年2月1日

2 徴収対象漁港

島野浦漁港（墓ヶ谷・白浜地区）

宮崎県告示第 915号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 使用料徴収開始の日

平成25年2月1日

2 徴収対象漁港

島野浦漁港（宇治地区）

宮崎県告示第 916号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 使用料徴収開始の日

平成25年2月1日

2 徴収対象漁港

南浦漁港（須美江地区）

宮崎県告示第 917号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 使用料徴収開始の日

平成25年2月1日

2 徴収対象漁港

南浦漁港（神戸地区）

宮崎県告示第 918号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 使用料徴収開始の日

平成25年2月1日

2 徴収対象漁港

南浦漁港（安井地区）

宮崎県告示第 919号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 使用料徴収開始の日

平成25年2月1日

2 徴収対象漁港

南浦漁港（浦尻地区）

宮崎県告示第 920号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年12月27日から平成25年1月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線 番号 | 道路の 種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|-----------|-------------|--|---------------|
| | 国道 | 国道 2 68号 | 小林市野尻 町東麓字石 瀬戸5204番 10地先から 同市同町紙 屋同字3591 番 4 地先ま | 平成25年 1 月 4 日 |

で

宮崎県告示第 921号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年宮崎県条例第 25 号）第 75 条第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成 24 年 12 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- 県営沖の下 B 団地
- 県営三ツ枝 B 団地
- 県営古城ヶ鼻団地
- 県営塩見川西団地
- 県営日知屋東団地
- 県営川路団地
- 県営土橋団地
- 県営下水流団地
- 県営本村団地
- 県営平城団地
- 県営加草団地
- 県営宮ヶ原団地
- 県営三ツ瀬団地
- 県営野田団地
- 県営塩浜団地
- 県営野田第二団地

1 安全性に関する検査

| 製造事業場等の名称及び所在地 | 収去場所 | 飼料の名称 | 製造(輸入)年月 | 試験項目 | 結果 | 違反の内容 |
|---------------------------|------|---------|-------------|-------------|-----|-------|
| 日本全薬工業株式会社 小林工場 小林市 | 同左 | バイミルク S | 平成 24 年 4 月 | ほ乳動物由来たんぱく質 | 不検出 | 無 |

2 栄養成分に関する検査

| 製造事業場等の名称及び所在地 | 収去場所 | 飼料の名称 | 製造(輸入)年月 | 試験結果の概要 | | | | | | | | | | 違反の内容 |
|-------------------------|------|----------------|-------------|---------|-----------|---------|---------|---------|-----------|--------|-----------|--------------|----------|-------|
| | | | | 水分 (%) | 粗たん白質 (%) | 粗脂肪 (%) | 粗繊維 (%) | 粗灰分 (%) | カルシウム (%) | りん (%) | T D N (%) | ME (kcal/kg) | その他の分析項目 | |
| 湯浅商事株式会社 都城工場 都城市 | 同左 | 安愚楽 T M R (後期) | 平成 24 年 7 月 | 30.0 | 12.5 | 1.9 | 12.0 | 6.2 | 0.7 | 0.4 | - | - | - | |
| | | Y S 繁殖用 T M R | 平成 24 年 7 月 | 49.1 | 7.1 | 2.2 | 10.7 | 5.1 | 0.4 | 0.3 | - | - | - | |

注 1 試験結果の概要の欄には、試験した検査項目ごとにその分析結果を記載してある。

2 違反の内容欄には、表示成分量に対し過不足があった場合は、その成分の過不足量（絶対量）を、その他の違反は、違反事項を示す。

平成 24 年 10 月 29 日から 12 月 4 日までに実施した家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

平成 24 年 12 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 2 3 4 5 7 8 9 10 11 12 13 14 15

落札者等の公告

- 県営一ヶ岡団地
- 県営共栄団地
- 県営昭和団地
- 県営浜町団地
- 県営大貫東団地
- 県営土々呂団地
- 県営希望ヶ丘団地
- 県営塩浜南団地
- 県営塩浜西団地
- 県営田口野団地
- 県営西町団地

2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

延岡日向宅建協同組合
代表理事 甲斐正幸
宮崎県延岡市日の出町二丁目 1 番地 1

3 指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 56 条第 7 項の規定により、検査した収去飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成 24 年 12 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成 24 年 12 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

宮崎県工業技術センター（宮崎県食品開発センターを含む。）で使用する LAN 用サーバ及び業務用パソコン一式（サーバ、クライアントパソコン、周辺機器、ソフトウェア、据付け工事等）

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県工業技術センター管理課
宮崎市佐土原町東上那珂 16500-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年12月7日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社南日本ネットワーク
宮崎市橋通東3丁目6番29号
- 5 随意契約に係る契約金額
38,808,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成24年9月13日
- 7 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項
第8号に基づく随意契約

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。
平成24年12月27日

宮立延岡病院長 楠 元 志都生

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量 移動型デジタル式汎用X線透視診断装置一式
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 物品納入期限 平成25年3月29日
 - (4) 納入場所 宮立延岡病院（仮称）新救命救急センター
 - (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成24年宮崎県告示第163号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - イ 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。
 - (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を

満たすことを証明できる書類を平成25年2月5日までに県立延岡病院医事課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮立延岡病院医事課財務担当 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10 郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181
 - (2) 期間 平成24年12月27日から平成25年2月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日、12月31日並びに1月2日及び3日を除く。）
- 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
 - (1) 場所 宮立延岡病院医事課財務担当
 - (2) 期間 平成24年12月27日から平成25年2月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日、12月31日並びに1月2日及び3日を除く。）
- 5 入札説明会の場所及び日時
 - (1) 場所 宮立延岡病院2階地域医療センター 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10
 - (2) 日時 平成25年1月18日 午後2時
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮立延岡病院医事課財務担当
 - (2) 提出期限 平成25年2月7日 午後2時
（送付にあつては平成25年2月7日 午前12時必着）
 - (3) 提出方法持参又は送付（郵便にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- 7 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮立延岡病院2階地域医療センター 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10
 - (2) 日時 平成25年2月7日 午後2時
- 8 入札保証金
入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
宮立延岡病院医事課財務担当 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10 郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181
- 12 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 - (1) Nature and quantity of the Products to be Purchased: X-

ray Digital Mobile Imaging System 1 Set

- (2) Time Limit for Tender:2:00 p.m. 7 February, 2013
- (3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji Nobeoka-City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. Tel: 0982-32-6181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。
平成24年12月27日

宮崎県立延岡病院長 楠 元 志都生

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 X線平面検出器出力読取式デジタルラジオグラフィ 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 物品納入期限 平成25年3月29日
- (4) 納入場所 宮崎県立延岡病院（仮称）新救命救急センター
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成24年宮崎県告示第163号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - イ 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成25年2月5日までに宮崎県立延岡病院医事課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県立延岡病院医事課財務担当 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10 郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181
- (2) 期間 平成24年12月27日から平成25年2月6日まで（土曜日

、日曜日及び祝日、12月31日並びに1月2日及び3日を除く。）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県立延岡病院医事課財務担当
- (2) 期間 平成24年12月27日から平成25年2月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日、12月31日並びに1月2日及び3日を除く。）

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県立延岡病院2階地域医療センター 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10
- (2) 日時 平成25年1月18日 午後3時

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県立延岡病院医事課財務担当
- (2) 提出期限 平成25年2月7日 午後3時
(送付にあつては平成25年2月7日 午前12時必着)
- (3) 提出方法持参又は送付（郵便にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県立延岡病院2階地域医療センター 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10
- (2) 日時 平成25年2月7日 午後3時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立延岡病院医事課財務担当 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10 郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181

12 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the Products to be Purchased: Digital Radiography, X-ray Flat Panel Detector-Recorded 1 Set
- (2) Time Limit for Tender:3:00 p.m. 7 February, 2013
- (3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji Nobeoka-City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. Tel: 0982-32-6181

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。
平成24年12月27日

県立日南病院長 鬼塚 敏 男

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
全身用X線CT撮影装置 一式
- 2 随意契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県立日南病院医事課財務担当 宮崎県日南市木山1丁目9番5号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年12月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
シーメンス・ジャパン株式会社南九州営業所 鹿児島県鹿児島市住吉町12番11号
- 5 随意契約に係る契約金額
132,000,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成24年10月15日
- 7 随意契約によった理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に該当するため
。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第78号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成24年12月5日現在次のとおりである。

平成24年12月27日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康
選挙権を有する者の総数の3分の1の数 1,836人

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|